

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ 処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書についての留意事項

1 騒音及び超低周波音

- 事業実施区域の敷地境界では、現状で環境騒音の環境基準値を上回る地点があることから、工事の実施及び施設の供用に伴う騒音による周辺環境への影響が懸念される。

2 水質、地盤・土壌

- 工事中の排水は比留茂川及び浜田川に流入する計画であることから、工事に発生する濁水やコンクリート工事に伴うアルカリ排水による河川環境への影響が懸念される。
- 既存施設の敷地内においては、現在施設が稼働中であることを理由に土壤環境調査が実施されていないことから、解体撤去工事の実施に伴う汚染土壌の飛散等による周辺環境への影響が懸念される。

3 動物

- 施設の存在又は既存施設の解体による希少動物の生息地への影響について、地下水への影響を踏まえた適切な評価がされていない。
- 事業の実施に伴う緑地の改変等による動物への影響が懸念される。

4 景観

- 近傍から視認した際の景観の予測結果が、景観の構成要素の大部分を占めるなどの景観の変化が生じる地点があることから、施設の存在による周辺景観への影響が懸念される。

<過去の全般的事項等に係る審査会答申の内容>

1 全般的事項

- 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、環境影響のより一層の低減に努めること。
- 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- ごみ焼却施設の処理方式は、焼却方式を始めとする3つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。

2 廃棄物等

- 解体及び建設工事中並びに施設の供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

3 温室効果ガス等

- 事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制に努めること。

4 その他

- 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。